

交通事故で受診の患者さんへ

交通事故を原因とした傷病の治療費については、原則として、当院での治療費は患者さんご本人かあるいは、保護者などの方への請求となります。**任意一括払いを希望する場合は、別紙の支払誓約書兼同意書の提出を受診後1週間以内をお願いいたします。**

・相手の方が、任意保険に加入している場合

相手の方が、任意保険に加入している場合、その保険会社が当該事故の治療費などについて取り扱いを認めた場合は、保険会社に対し病院が直接請求を行う方法（任意一括払い）ができます。

支払誓約書兼同意書を確認するまでの間は、患者さんの支払いとなります。まずは、相手側の任意保険会社に連絡をとり、治療費の支払いについて相談してください。

・相手の方が任意保険に加入していない場合（自賠責保険のみ加入の場合）

相手の方が任意保険に加入していない場合（自賠責保険のみ加入の場合）は、扱いが異なり、治療を受けるたびに治療費の全額を患者さんにお支払いしていただきます。この場合、自賠責保険に対し相手の方が加害者請求、あるいは患者さんが被害者請求を行う必要があります。

・健康保険証の使用について

健康保険を使って診察を希望される場合

患者さんがご加入の保険者への届出（第三者行為届）が必要になります。この場合、診療費は患者さんのお支払いとなります。